

災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書

上田市（以下「甲」という。）と上田卸商業協同組合（以下「乙」という。）は、上田市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害時等において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協力事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（供給の協力要請）

第3条 災害時において、甲が物資を必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な物資の供給について協力を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により、甲から物資の供給の要請を受けたときは、その緊急性にかんがみ、可能な範囲において、物資の供給を実施するものとする。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書（様式第1号）もって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後、速やかにその実施状況を報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

3 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条及び第7条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する報告書等に基づき、災害発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

平成22年 1月26日

甲 長野県上田市大手一丁目11番16号

上田市

上田市長 母袋 創一 印

乙 長野県上田市問屋町510番地2号

上田卸商業協同組合

理事長 小山 啓 印

別表（第4条関係）

物資の範囲

期間（目安）	災害直後		災害発生後
食糧	缶詰 飲料 牛乳 粉ミルク		缶詰 カップ麺 カップ味噌汁 レトルト食品 果物 飲料 牛乳 粉ミルク
物品等	衣料品	普段着、婦人服、子供服、作業着、下着類、軍手、靴下、さらし、毛布、布団	
	日用品	雨具、タオル、紙おむつ、オムツカバー、生理用品、石鹸、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、ティッシュペーパー、トイレトペーパー、バケツ、マッチ、ライター、懐中電灯、乾電池、ローソク、カセットボンベ・ガス器具、使い捨てカイロ、蚊取り線香	
	食器類	なべ、釜、やかん、飯ごう、包丁、まな板、杓子、皿、茶碗、汁碗、はし、スプーン、ほ乳瓶	
	救急用品	包帯、ガーゼ、救急用絆創膏、止血剤、鎮痛剤、消毒剤、三角巾	
	燃料	ガソリン、軽油、灯油、木炭	